

「静岡県水循環保全条例の制定を巡って」

静岡県県会議員 小長井由雄

【小長井】 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました静岡県県会議員の小長井由雄でございます。私の選挙区は静岡市葵区でございます、住んでいるところは隣のうちまで300メートルほどある山の中です。

私が今日この場でお話しさせていただききっかけを若干お話しさせていただきまして、いただいております「静岡県水循環保全条例の制定を巡って」というお話に行かせていただきたいと思います。

皆さんご案内のとおり、今、静岡県はリニア新幹線の問題が大きな課題としてあります。その中で、2019年、JRが毎秒2トン、といいますと、大井川流域の下流域、65万人の人たちが1日に使う飲料水、この量に匹敵する量がなくなるというようなことを言わせて、そのことで、1滴も水は譲れないと。川勝知事がこういうことで議論を進めていたわけですが。

議論が膠着している中で、静岡県に塩坂さんという地質の専門家がいるんですが、その方が東京へ行って稲場先生とお会いされたのかと思います、水循環基本法というのがあるから勉強してみろよというふうに言われまして、その水循環基本法をいろいろ読みましたら、リニア新幹線とかなり関係の深い重要な法案だなということで、その話も知事のところへ行きまして、こういう法律もあるので、少しみんなで研究してみたらどうかというようなことを話したら、その日の私が知事室を出てから1時間もしないうちに、知事が記者に水循環基本法という話をされたようです。

水循環基本法を勉強するというので稲場先生にお願いをいたしまして、静岡県に来ていただきまして、知事、副知事をはじめとした関係の職員の皆さんでお話をさせていただきました。そのことで、水循環の重要性や公共性、あるいは健全な水循環への配慮の必要性、流域の一体的な管理、こういったことにつきまして議論を議会の中でもしてきました。

そうこうするうちに、稲場先生のほうから、水循環基本法だけではなくて、流域の水循環計画をつくる必要性があるのではないかというお話がありました。これも、先生のほうから昨年8月6日だったと思いますけれども、大井川流域水循環計画策定の必要性についての提言というのを私のところにいただきまして、知事のところへ持っていきまして、知事もかなり反応のいい方なものですから、すぐに当局の担当を呼んで、水循環の保全条例をつくることを進めるという指示を出したのだと思います。

それまでこの条例をつくるというような話はなかったということですので、この提言をきっかけに、静岡県の担当者が動き始めて、今年の2月、水循環基本保全条例は成立したことになります。

非常に短期間にいろんなことを皆さんに研究していただいて条例ができたのだろうと思っておりますが、これにつきましても、8月の提言を受けて、9月の議会では、知事は昨年

の 9 月、年度内に水循環の保全条例をつくるということの宣言をして、職員に発破をかけたというような状況がありました。そういった面で稲場先生とは大変関係が深く、非常に重要な先生だと認識をしております。

水循環保全条例は、リニアとの関係をいろいろいわれております。知事が宣言をしたときに、地元の新聞は、この条例はリニア中央新幹線工事に伴う大井川流域の水減少問題とどんなふうに関係づけていくかと、条例の中にどんなふうに盛り込むのかということに興味を示した記事もありました。それはのちほどお話しさせていただきますが、少しこの条例についてお話をさせていただきたいと思えます。

ただいま中村先生や嘉田先生からお話をいただきまして、健全な水循環保全の必要性ということについては、よく理解できました。皆さんご案内のとおり、地下水の大量摂取、あるいは工業地の大量摂取、汲み上げによって地盤沈下が起こったり、あるいは、原因はさまざまではありますが、水質の汚濁問題、こういったものが発生していく中で、近年は、先ほどもお話をいただきました、気候変動によってさまざまな水循環に悪影響を及ぼしているということもあります。

また、近年、開発工事があちらこちらでおこなわれるということで、これまた水循環に大きな影響を及ぼしているという状況の中で、静岡県においても、気候変動によって洪水や渇水といったことが頻発するような事態が起こっております。

そういったことで、健全な水循環を保全すること、維持、回復すること、この必要性は常々いわれていたことですが、なかなか条例の制定までいかない。先ほど申し上げましたとおり、稲場先生からのご提言をいただいて、知事から指示が出た段階においても、なかなか県の当局担当者は積極的な状況にはなっていなかったのではないかなと、私はそんなふう感じておりました。

水循環の保全に関係する条例、これを日本の他の都道府県でどのくらい制定をされているかということを紹介させていただきたいと思えます。レジュメの中にも書いておりましたけれども、関係する条例を制定している都道府県は、昨年 12 月までで 20 ありまして、静岡県は 21 番目ということで、決して早い取り組みではなかった。他に先駆けて取り組んだということではありません。

しかし、内容を見ていきますと、水循環に関連する条例の中で、流域の水循環計画、これを策定することを義務化しているのは、都道府県の条例は 15 条になりますけれども、1 県、宮城県だけが、流域の水循環計画をつくること義務化しておりました。

宮城県は、水循環基本法ができる前にこの条例をつくっておりますので、全国に先駆けて、非常に進んで取り組んだ県だったと思えます。静岡県の条例もたぶん、この宮城県の条例をかなり勉強されてつくったものだと思っております。

また条例の 16 条になりますが、水源保全のために適切な土地利用の確保を図る必要があると認める区域、これを定める水源保全地域、これを指定しているところは 19 都道府県。これはかなりの都道府県で水源保全地域を指定していることになります。

条例 17 条になりますが、土地取引の届け出を制定しているところが 18 道府県。開発工事の届け出に関しましては 5 県。また、勧告・命令等につきましては、20 都道府県が勧告・命令については定めています。

罰則につきまして、これは 11 府県ですね。静岡県の条例だと 24 条になりますが、罰則については 11 府県で制定をされております。

静岡県だけしかないというのは、条例の 8 条になりますけれども、水循環保全本部の設置ということで、これは静岡県のほうで調べて、設置しているところが、ほかはなかったということで、実際のところは、もしかしたらあるかもしれないと東京が言っておりましたら、確認できたところでは、ほかでは設置していなかったということです。

静岡県は、いずれの項目に関しても網羅した条例ということで、21 番目という一番最後にできた条例ということもあって、中身についてはかなり充実したものになっていたのではないかなと思っております。

条例について若干、お話しさせていただきたいと思います。第 3 条、基本理念の部分です。ここを読むと、健全な水循環の保全は、科学的知見の充実のもとに健全な水循環を保全する予防的な取り組み方法によって対応することを旨としておこなわなければならない。

つまり、こうなっております。科学的知見のもとでの理論の結果、議論を進めた結果、何々のおそれがあると。例えば、水量が減るおそれがあるとか、水質汚濁のおそれがあると。こうならないために、科学的知見で議論をするということです。

静岡県のリニアの問題にしてみたら、今、専門家会議で水部会、あるいは生物多様性部会ということでやっておりますが、その間接資源のもとでの議論を進めているということになるわけです。もちろん 3 月にできたばかり、7 月 13 日施行になりますので、これが根拠としてやっているわけではありませんが、静岡県のリニアへの議論は、そういった意味合いを持っているのではないかなと思います。

なかなか、専門家会議を設けて JR とも議論をしているわけですが、納得のいく答えが出てこないということからしても、これはあくまでもリニアを進めるということになれば、この予防的な取り組みという意味からも科学的知見をどこまでもすべきだと、私はそんなふうに考えております。

予防的取り組みについては、今年の 1 月、山形県の遊佐町で、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例というのがありまして、最高裁の判決が出ております。遊佐町では、予防的な取り組みについて、条例は憲法違反ではないという判決が下っておりまして、それにはもう前提が(?) ございます。水源保全地区および水源涵養保全地区に協議対象事業に指定をするというような情報も遊佐町ではあります。

協議対象に指定された事業のうち、規制対象事業を具体的に 4 つ定めておりまして、それに対応しまして、その条例は憲法違反ではないといっております。

ただし、憲法違反ではないけれど、その問題は採石業者が流域上流で石を採る、採石するというようなことを止めようとした条例でして、それを止めさせるためには、町は事業者に

補償しなければならないと。補償金を払わなければいけないという判決、ただし止めることができるということでして、なかなか簡単にはいかない話だと。

例えばリニアの話で言えば、科学的知見のもとによって、なかなか話がつかないから止めるというふうな話になっても、それだけの補償というようなことも、もしかしたらあるのかもしれない。非常に悩ましいことだろうなど。ただ、憲法違反ではないというようなことが出ておりますが、静岡の場合は、財産権の問題等もありまして、簡単にはいかないという問題になっております。

この条例は、土地の取引とか開発行為に対しては、届け出となっております。規制できないのかというご意見もあります。それは、やっぱり憲法の問題が絡んでおりまして、今申し上げましたように、財産権の問題がありまして、28条を持ち出されて裁判を起こせば負けるだろうというような意味合いで、届け出に済ませているというような条例になっております。

ただし、その届け出にさまざまな問題があった場合に、指導はしっかりしていくということになっておりまして、この条例ができたことによって、かなりの部分は悪影響が出るという可能性があるものについては抑制をされていくのではないかなと思います。

また、重要な水源保全地域について、どんなふうに決めていくかと、どういう場所を水源保全地域にするかということにつきましては、水源涵養の高い森林を対象にするということです。これは、静岡県環境審議会とか、あるいは市町の意見を聞いて決定していくということです。

山林地帯がほとんどですが、今後この条例が施行されていく中で、例えば今日も三島の水の大沼さんがいらしておりますが、こういった柿田川のような川、こういったところの水源を保全地域として指定できないかというようなこととお話をしましたら、こういったことにつきまして、市町からどんな意見が上がってくるか、その意見を聞きながら検討していくということで、まだまだ困難があるというような、決定的なことにはなっておりません。

時間の都合で少し飛ばしていきたいと思いますが、この水循環保全条例のできるもとになった水循環基本法、これをつくっていただいたということは非常に大きな意味があるのかなと思います。今の時代、今の社会の中で、何もしなくてきれいな水、清浄な水をいつでも得ることができる。好きなだけ使水をすることができる。蛇口をひねれば、必要なだけ水が出てくると。そういった時代はもう過去のものでありまして、今では、何もしないでいけば水量が減る、あるいは水質が悪化するというような時代になってしまっております。

水は、先ほど嘉田先生もおっしゃいました、命の源であります。その水の健全な保全、維持にしっかり取り組んでいくことが私たちの使命ではないかと。これからの子どもたちに残すための取り組みはしっかりやっていかなければならないと考えております。

そういった意味で、日本水循環文化研究協会の皆さんの活動、取り組みは非常に大きなものがあると思いますし、また、期待をされるころだと思っております。ぜひ、これからもこの問題に私も関わらせていただきますが、皆さま方にもしっかりと取り組んでいただき

ますことを心からお願いを申し上げまして、とりとめない、つたない話でございましたが、私からの話とさせていただきます。ありがとうございました。